

平成２６年度第４回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

- 日 時 : 平成２６年１２月１９日（金）午後２時００分～午後４時００分
- 場 所 : 高崎市役所 本庁舎４階 庁議室
- 出席者 : 別紙のとおり
- 傍聴者 : ５人
- 会議に付した案件
 - ・ 高崎市子ども・子育て支援事業計画（仮称・素案）について
- 配付資料 ・ 次第
 - ・ 資料１
子ども・子育て支援事業計画素案子
 - ・ 資料２
子ども・子育て支援事業計画体系案
- 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１５名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市医師会	新井 英夫	
２	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
３	公募市民	小澤 健一	
４	高崎市保育協議会 会長	狩野 章	
５	公募市民	後閑 紀子	
６	日本労働組合総連合会群馬県連合会 高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
７	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
８	高崎市ＰＴＡ連合会 常任理事	小峯 希子	欠席
９	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
１０	高崎市民生委員児童員協議会 主任児童委員連絡会会長	高橋 鈴子	
１１	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	欠席
１２	高崎市私立幼稚園父母の会連合会 会長	土岐 輝美	
１３	高崎市小学校長会 城南小学校長	永井 典代	
１４	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	欠席
１５	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１６	高崎市私立幼稚園協会 副会長	蜂須賀 和夫	欠席
１７	高崎市母子等保健推進協議会 副会長	樋口 啓子	
１８	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１９	高崎市児童文化スポーツ連合会 理事長	吉井 良弘	欠席
２０	認定こども園の代表者	和田 辨孝	

○ 出席者（事務局職員）２０名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第4回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。出席予定の方は16人ですが、お2人ほど遅れるとの連絡がございましたので、ただ今14人でございます。欠席委員が4名でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。会議は公開となっていますことと傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、報道関係者に限り、写真撮影を許可していることをご報告させていただきます。 それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
2. 会長あいさつ (事務局)	はじめに、次第2「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) ありがとうございました。 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
(会長)	これより議事の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 議事の協議に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項に会長が会議録署名人1人を指名することになっておりますので私から指名させていただきます。 当会議の会議録署名人として委員Aを指名したいと思います。委員Aは、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
3. 議事1 (会長)	それでは議事に入ります。 「高崎市子ども・子育て支援事業計画（仮称・素案）について」を議題といたします。本日の議題は、新制度の施行に伴い、市町村が定めることとされています子ども・子育て支援事業計画についてということでございますが、新制度が来年4月からスタートすることになることがほぼ確定的ということでございますので、それまでに高崎市も事業計画を策定することになるわけでございます。本日はその計画の素案が事務局から示されましたので、その内容について委員の皆様からのご意見を伺いたいと思っております。 協議の進め方でございますが、内容が多岐に渡りますので、主な項目ごとに分けて進めたいと思います。まずは、事業計画の概要と計画書の第1章から第4章までについて説明を受けた後、協議し、改めて第5章と第6章について説明を受け、協議をしたいと思います。また、最後に計画書全体について、再度皆様からご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。 よろしければ、まずは事業計画の概要及び第1章から第4章までについて事務局から説明をお願いします。

	(高崎市子ども・子育て支援事業計画の素案第1章から第4章までについて事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。 事業計画の概要と第1章から第4章までについて、その内容と考え方が示されましたが、委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。
(委員B)	素案第4章についてです。Ⅱの1(4)「情報提供の推進」の中で、保育所入所案内の配布とありますが、幼稚園の入園案内等はここでは取り扱っていただけないのでしょうか。 それから、Ⅰの2(1)「多様な保育ニーズに対する支援の充実」の中で「幼稚園での一時預かり事業の実施」とありますが、この中で「保護者の就労等の理由による保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園の在園児(1号認定子ども)を主な対象とした一時預かりを実施します。」となっておりますが、主な対象としたということはその他誰がいるのか、一般の方はわかりません。ですからここに、「及び未就園児」という言葉を入れていただけると、幼稚園や保育園に行っている子どもも一時預かりで預かれるのだなとわかると思います。 それから、Ⅲの3(1)「保育事業者・幼稚園事業者・認定こども園事業者への支援の強化」とありますが、1番に保育所運営における財政支援の充実、私立幼稚園の運営に対する支援の実施、認定こども園移行施設に対する援助の実施とあるのですが、認定こども園への支援というのは、内容が認定こども園への移行が円滑に行えるようにバックアップを図りますということで、既に認定こども園になっている我々には支援はないということになります。このことは認定こども園をやっているものとしては、ちょっとどうなのかなと思います。以上をご検討願います。
(事務局)	まず1点目の「情報提供の推進」というところで、幼稚園の入所案内のお知らせがないということですが、入所の案内は市の方で出しているものはございませんので、この中には事業ということで組み込んでないということになります。 それから2点目の「多様な保育ニーズに対する支援の充実」の主な対象ということですが、「未就園児」という表記を入れるというご提案をいただきましたので、こちらについてはそのようにさせていただきたいと思います。 最後の、「子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実」の中の、認定こども園移行施設に対する支援の実施ですけれども、既存の認定こども園もあるわけですので、その辺も文言として入れていきたいと思います。
(委員B)	たしか幼稚園の一覧の名簿を保育課の窓口においてあったと思うのですが。
(事務局)	情報提供という部分で、幼稚園の一覧ですとか、そういうものは保育課の窓口においてございます。保育所に入りたいとご相談いただくわけですが、その中で幼稚園という選択も出て参りますので、情報が入手できるようなかたちで一覧表を設置させていただいております。具体的に市の事業という位置づけのものではございませんので、そうい

(委員C)	ったものについては実施していきたいと思います。 素案ということですので、3点ほどお願いも含めてですけれども、まず学童保育という立場から申し上げますと、これだけ多岐にわたるいろいろな項目を見ますと、少々学童保育に対する事業が少なく寂しいというのが実感としてあります。高崎におきましては、80近い学童クラブがありますし、今週の初めにも厚生労働省から補助支援員の資格のあり方というものがメディアの方で発表になっておりますので、今学童クラブというものはこの子育て支援の中でもかなりのボリュームを占めていると手前ながら思っているのですね。ですからその点を少し重点的な施策ということをとっていただきたいなと、こういった資料が大体具体化してきた中でより強く感じたことがまず1点です。 それから2つ目ですが、これは高崎に限らず行政全般のかなと感想を持っているのですが、どうも少子化対策といいますと、乳幼児が重点的に対象になるのかなというのが私は少々違和感を持っています、たぶん親の意見としては教育費とかその辺りが一番、子どもを育てるにあたっての心配事だと思うのですね。ですから、出産や未就学児の医療が無料になるということも大切だと思いますが、例えば中学、高校、大げさに言えば社会人になるまでが子育てだと思っております。そこまで全部とまではいいませんが、もう少し全般的にいわゆる幼少期だけの子育てではなくて、子どもが本当に大人になるまでの子育てという意味で、取り組んでいただきたいなというような感想を持ちました。その2つは感想ではあるのですが。 それから3つ目は第4章のI「あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築」という言葉が、急に出てきたなという印象を持っているのですけれども、項目を見ますと、先程の少子化対策の影響だと思いますが、イメージとしましては子どもがいろいろなことにチャレンジできるといって、山遊び、野山で遊んだりですとか、職業体験が出来るとか、そのようなことなのかなと思ってみますと、結構小児医療だとか、ほとんど医療関係のことが載っているのですね。ですから言葉使いということではないのですけれども、本当に子どもたちが将来生きる力という意味で、いろんなことにチャレンジできるという意味を持たせるのならば、こういった医療の面だけではなくて、いろいろな職業体験だとか、地域と連携していろんな子どもたちが体験して、生きる力を身につけていただきたいなと思います。ですから、是非そういう項目を盛り込んでいただきたいという思いはあります。ちょっと質問だったり、感想だったりいろいろなのですが、以上3点です。よろしくお願いいたします。
(事務局)	回答させていただきます。放課後児童クラブにつきましての記述が少ないというご指摘がありましたが、ここに書いてある記述が少ないからといいまして、少し言い訳がましいのですが、やっていけないという意味ではないということを申し上げさせていただきます。それから、この素案については現時点で考えられる、皆様にお知らせできるということで、線引きをさせていただいておりますので、今後予算編成の過程の中でいろいろなことが入ってくれば、その辺については書き加えていけるようなかたちになっておりますので、ご了解いただければと思います。 少子化については、小さな子ども、いわゆる幼児期、ここに書いてあるのは小学校く

(委員D)	らいまでの時期であるというご指摘をいただきましたが、この子ども・子育て支援事業計画の国からの指示では、基本的にはこれくらいまでの子どもに重点をあててくというようなことがメインになっておりますので、高崎市としてもこういったつくり方を今のところさせていただいているということにはなっております。しかしながら、当然、中学、高校まで視野に入れていかななくてはならないということはあるかと思えますけれども、それについては部署が多岐にわたって参りますので、この計画の中に表現できるかどうかというところはちょっとわかりませんが、その辺についても意見交換していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 もう1つ、「あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築」の表現の問題と中に書いていることについての整合の問題のご指摘がありましたが、その辺については「チャレンジ」という言葉が悪いというご指摘をいただいたのではないかと思いますので、言葉の足りない部分があればわかりやすいように足したりして、検討を加えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 少子化、出生率の低下という中で、増えているのは何かというと学童の利用者数かと思えます。児童数は減っているにも関わらず、学童を利用しようという、利用の仕方はいろいろありますけれども、将来的には30～40%近く of 学童の利用者数が出てくるだろうという予測の中で、新制度の中では国の方針として40人の児童を1単位とすることで、現在3つ100人を超えて、3つの学童が1つの学校の中に出来るという実態もあるわけなのですね。このことで考えていただきたいのは、3つ造るためにはどうしても場所がなくなってしまうというので、また昔のように民間の学校の近所の古びたところを、もし皆さんの方がそういうところを借りるしかないねと考えているとすると、ちょっと困るなと思えます。 現実には高崎が恵まれていたのは、学校の中に専用施設を造るということで対処してきたのが、もう限界になっているということで民間施設というものを、よほど慎重に民間施設を選択し、選んでいただかなければならないと同時に、少子化の中で、教育委員会がどうも学童とこども家庭課と連携が極めて弱いと感じます。ぜひ教育委員会とこども家庭課の方で、そういった認識を共有して、教育委員会も積極的に学童保育と関わって、連携ができるような、むしろ学童保育を利用してくださいと学校からも紹介をしていただけるようなものでなければならぬと、私は思っております。高崎の学童保育というものは学校と一体となって、地域と学校と保護者が一体となって充実しているというものにしていきたいというのが一番の私の希望です。 それから利用料は、保育園は第3子になると無料化されるということで、何か考え方で学童の子どもたちも2人、3人目の考慮や考え方をこの中にいれていただきたいなと思えます。そういった視点を持って、高崎では3人子どもを産んでも安心して子どもを育てられるというような保育の実態を作りたいと思えます。そうしないと少子化対策には全くならないので、この点をお願いしたいと思います。 また、学童の支援員になった方が待遇面で安心して働けること、それから今高崎は学童によって保育料は格差がありますので、これも出来るだけ統一していけるような体制、それから保護者と地域の運営委員会が学童を行っているところの整備というのも視
-------	---

	野に入れて、要請させていただきたいです。77から80になろうとしている学童がいつまでたっても同じ歴史を繰り返してしまうのではないのかなと、前に進まないよということを考えておりますので、是非行政側のそういった一段の力を入れていただきまして、中身が整理できるようにお願いしたいなと思います。以上です。
(事務局)	これはご要望ということで受け取らせていただきますけれども、学校の敷地がだんだん、学童が出来ることによって手狭になってくるということは確かに出てきております。よく教育委員会の方と話し合いをしながら、空いている教室が使えるということであれば積極的に使っていきたいと考えているところでございますけれども、この点についてもよく協議していききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また保育料の軽減の問題ですけれども、ご指摘のとおり、幼稚園、保育園が保育料の軽減措置があつて、学童に上がった途端に保育料の軽減措置がなくなる。実はなくなるというよりは、各運営委員会の方で努力して軽減をしていただいているところもあるように、こちらの方では把握しているところなのですけれども、そちらの方に市としてどのような支援が出来るかというような検討を進めているところですので、その辺についてしっかり考えていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
(委員E)	既存の保育園の中で待機児童を出さないようにしていくということをお聞きしておりますけれども、新たに施設を建てる場合、現在、建築費が大変高騰しておりまして、借入金を増やさなくてはいけない状況です。そもそも利益を生み出すものではないところを、それをやらないと借入金をこれ以上増やさない、あまり贅沢をしない施設にしなければいいのでしょうかけれども、その辺のところがありますので、高騰等のそれに応じた財政措置をしていただけるとありがたいなと思います。 あともう1つ、こども発達支援センターのことなのですが、幼稚園、保育園も気になる子というのがおりまして、ようやく親を説得しても、親は大丈夫だと信じたいために結局その子は小学校に上がるまで待たないといけない。現場を理解していただいて、せめてまた発達支援センターに行かなくてはいけないなと思うような言葉がけをお願いしたいと思います。
(事務局)	当センターでは、巡回相談や園の先生方を対象とした事業など幅広くさせていただいておりますので、今年で4年を迎えておりますので、先月11月に園の先生方にアンケートをとらせていただきました。いろいろな意見をいただく中で、私たちもこれからよりよいものに改善するように努力していききたいなということで、思っております。 今のようなケースの場合は、やはり事前の打合せとか、またその場のこともそうなのですけれども、前後の準備というものをもう少し綿密にして、園の先生、うちの職員との共通認識のもとに対応していきたいと思いますので、その後の支援につながらず途切れてしまうということがないように、努力して参りたいと思いますので、今後もしばらくよろしくお願いいたします。ご要望ということでお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委員F)	先程待機児童の件がありましたが、こちらは保育園がメインで書いてあるのですが、例えば公立の幼稚園でもし定員割れしているのであれば、そこが認定こども園に積極的になっていくということはあるのでしょうかというのが1つです。 もう1つ、学校施設等の整備・充実として挙げられている校舎の耐震化というのは非常に重要だと思いますが、先日中央小学校で刃物を持った人が入ってきたということがありましたので、耐震化だけではなくて安全性についても、1つ入れた方が子どもを育てる親としては心強いと思います。今、朝地域の方や親が登下校の時に、民生委員の方がついていただいていることもあります。先程学童クラブで空き教室を使うということも含めると、耐震性と同時に安全性という点でいろいろ考えた方がいいのではないかなというふうに思いましたので、その点はどうなのかと思います。
(事務局)	公立幼稚園の認定こども園化というお話が出ましたが、現時点で保育課の方から待機児童の関係ではなんとか定員をやりくりしながらうまく対応が出来ているという話で、具体的には出ていないのですけれども、もし今後そういったことが本市において起こった場合にはよく相談してやっていかなくてはいけないと思っております。 2点目の学校での安全ということで、今回大変ご心配おかけしたわけですが、これは本当に大事なことで私たちも考えております。耐震の方は27年度で一区切りということですが、安全についてはこのあとの大事な点として、引き続き考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
(委員G)	今予算を組んでいる段階で、現時点でお示しできるものを素案としたということなのですが、この素案に載っているものは、予算が完全についているというものなののでしょうか。例えば25ページの「経済的負担の軽減」というものがありますが、今年度と比べて、子育ての保護者の経済的負担は減るのでしょうか。
(事務局)	お答えをさせていただきます。ここに表現させていただいているのは、今現時点でやっているということなので、かなりの年数続いているものなので、基本的に来年度も続くだろうというようなスタンスで書かせていただいているものと考えていただければと思います。 例えば、第3子の無料化も幼稚園は昨年度から始まっておりますし、保育所はかなり前から始まっておりますので、基本的に続くだろうということで書かせていただいているもので、この計画に盛り込むことによって、新たに軽減になるというものは今のところはないということと、もし予算編成の過程において、そういったものがあつた場合には加えることは可能かなと考えております。以上です。
(委員H)	東口に高崎子ども図書館をつくる予定と書いてあるのですが、どこにどの程度の大きさのものが出来る予定なのか教えていただきたいと思います。
(事務局)	担当課が事務局におりませんが、子ども図書館をつくるということについては、基本構想として決まっていまして、東口の都市集客施設の一部として予定しておりまして、

	今まで市立図書館の中に子どものスペースもあったということなのですが、本格的に子どもが利用できるような施設がないということで、建設されることとなったのでございます。市長から発案がございまして、その子ども図書館をつくるといった経緯については承知しておりますが、どのくらいの規模でどういったものかというのは承知していませんが、委員Eがご存知であればお願いできますでしょうか。
(委員E)	はい。実行委員会を組織しておりまして、その中で話し合っております。音楽センターを残して、それに変わるホールも踏まえた、商業施設も兼ねたところに子ども図書館をつくるという。
(委員H)	これは、今西口の保健所のところに立派な図書館がありますけれども、そこではいけないわけですか。場所を新たに設けないと。
(委員E)	それはいわゆる高崎市立図書館で、その中につくるということではなくて、その都市集客施設のところに、子ども専用の図書館をつくるということを聞いております。
(委員H)	ありがとうございます。少し思ったのですが、旧地域医療センターの隣接地に立派な図書館もできまして、地域の公民館も貸し出しをやっておりますし、福祉センターでも本の貸し出しやっておりますし、必ずどこにいても子どもの本の貸し出しはあります。ただそれをどのくらい利用しているかというのはわからないですけども、あとは小学校で必ず週1回、朝は読み聞かせ等で、本に触れる機会が多いのですね。そこへもってきて、あんなに立派な市役所の近くで保健所に、駐車場もしっかり完備されていて、非常に行きやすいですし、あれだけの子どもの本がしっかり揃えていただいているのにもかかわらず必要なかと思いました。 それよりも子どもが屋内でもっともっと雨の日でも風の強い日でも遊べる広いスペースですとか、前橋子ども図書館の隣にある、NPO法人による立派な屋内のもののようなところがあったほうが親にとってはありがたいかなと思いました。すみません、意見なのですが。以上です。
(会長)	それではここで一旦協議を終結いたします。 続いて計画書の第5章と第6章について協議いたしますので、事務局から説明をお願いします。 (素案第5章と第6章について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。 計画書の第5章と第6章について、内容の説明がございましたが、委員の皆様からご意見を伺いますがいかがでしょうか。
(委員E)	先程もお話がありましたように、既存の保育所、幼稚園で待機児童が出ないように対応していく話をさせていただいておりますが、量の確保方策の中に、「原則として」という表記がありまして、これがちょっと気になっておりまして、意味を確認させていただ

	さい。
(事務局)	お答え申し上げます。「原則として」という言葉を入れさせていただいておりますが、実情を考えてみましても、既存の幼稚園なり保育所、認定こども園の施設を利用して、量の確保をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。
(委員C)	パブリックコメントのことでお聞きしたいのですが、前回一度実施されて、1月下旬にもまた行うというのは決まっていたことなののでしょうか。
(事務局)	前回行いましたパブリックコメントは子ども・子育て支援に関する条例についてのパブリックコメントということでございました。今回予定をさせていただいているものは、今日お諮りさせていただいておりますこの支援事業計画でのパブリックコメントを実施していくということなので、似てはおりますが、違う内容で意見を伺うというものです。
(委員D)	こういう原案を作ったものについて、パブリックコメントをやらなければいけないという決まりがあるのですか。これをやるのに、お金がかかるのでしょうか。
(事務局)	お金がほとんどかからないのですけれども、市の方でこういった計画を作る場合には広く市民に意見を聞きなさいという規則がありまして、それに基づいた手続の一環で、パブリックコメントをやらせていただくことになります。
(委員B)	素案34ページの量の見込みのところでは幼稚園と保育園の一時預かり事業を一括して一時預かり事業となっています。幼稚園の一時預かりというのは、幼稚園は午後2時に終わるので、午後2時から夕方5時とか5時30分まで子どもを預かるのが主で、一般の未就園児を預かることもあるのですが、保育園の方は未就園児を預かるのが主なので、事業の内容が違うので、一緒ではなくて別々にした方がわかりやすいのではないのかなと思います。
(事務局)	今、委員さんご指摘をいただきましたように、保育を幼稚園でやっている一時預かり事業は新制度になって若干要件が変わるという部分もございますので、34ページの表記については分けさせていただきたいと思います。
(会長)	だいたい時間も押しておりますので、それではここで一旦協議を終結いたします。 以上で、子ども・子育て支援事業計画（素案）について皆様からのご意見を伺ったこととなりますが、改めまして計画書全体についてのご意見やご質問を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。
(委員C)	食育の推進というところをお願いしたいと思いますが、学校給食などに関わりますと、どこの栄養士さんも予算面で大変苦しんでいるという実情を聞くのですね。特に給

	食センターなどは予算によって食材選びも儘ならないということをお聞きしました。最近異物混入事件だとか、少し前にもハムの工場で雨水を使っていたということもあります。小学校の食材についても実は大変安いものを選ばざるを得ない環境というものがありますので、是非ここはそういった矛盾したことが起きないように、きちんとした予算をつけていただきたいなと思います。
(会長)	ほかによろしいでしょうか。 それでは以上を持ちまして本日の議題であります高崎市子ども・子育て支援事業計画(仮称・素案)についての協議を終結いたします。 事務局からの説明にもございましたが、本日委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、パブリックコメントに付すことになっているようですので、事務局で準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。それではここで進行を司会に戻したいと思います。お願いいたします。
4. その他 (事務局)	会長、議事の進行、ありがとうございました。 先ほど委員Bの方から「平成27年度移行予定の幼保連携型認定こども園」の資料をお配りいただきましたので、少し時間が押していて申し訳ございませんが、手短にこちらの方のご説明をお願いいたします。
(委員B)	先日手に入れた前橋市の幼保連携型認定こども園移行の意向調査の結果、前橋では11の幼稚園が幼保連携型認定こども園になるということのようです。それぞれの園での1号認定、2号認定、3号認定の入園予定数が書いてありますが、702名ほど前橋では保育所の定員が増えるというふうになっております。そうすると、相当前橋の方では、保育園に入るのは入りやすくなる。すると高崎市にアパートに住んでいる若い人は、前橋ですぐは入れるのなら前橋へ転居しようという人も出てくるかもしれません。そのようなところで、高崎では分園をつくる予定の保育園さんとか定員を増やす保育園さんとかがあるということを聞いておりますが、来年度である27年度はどのくらい定員増になるのか、お聞かせいただくと少しは安心できると思います。
(事務局)	お答え申し上げます。今年度予算において、施設整備で増やす定員が160名ほどありまして、それ以外で既存の施設のまま定員増をしていただけたところも含めて考えてみますと、大体170名くらいになるかと思います。正確な数字ではありませんが、そのくらいのところでご理解いただければと思います。
(委員B)	幼稚園の園長会でも申し上げましたが、そのままだと高崎の方がだいぶ前橋に負けてしまうので、幼稚園の方で認定こども園に決断してくださいと私は申し上げました。前橋に対抗するには高崎市の幼稚園、保育園の保育料を前橋市より安くするという方策ではないと、高崎の若い人が前橋へ転居してしまうという可能性も出てくるので、市の方でもその辺も十分考慮して、次年度の予算を組んでいただければと思います。

(事務局)	よろしいでしょうか。ただ今の件については終結させていただきます。 事務局から連絡をさせていただきますけれども、去る１２月１５日、先般お世話になりました子ども・子育て新制度の条例につきまして、議会で可決をいただきました。正式に条例となりまして、来年の４月１日からその条例につきましては施行させていただきますこととなります。 今回お示しさせていただきました事業計画につきましては、本日の会議でいただいたご意見を参考にさせていただき、先程も申し上げましたが、パブリックコメントの準備を進めさせていただきたいと考えております。 また、幼稚園や保育所等の利用者負担の額等につきまして現在、国の動向等を踏まえまして、高崎市も前橋市同様、最終的な調整を行っているところでございます。次回の会議でその状況についてご報告ができるかと思っております。
５．閉会 (事務局)	以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。 それでは、これを持ちまして平成２６年度第４回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。